



Title	選択的流通システムと競争法
Author(s)	近藤, 直人
Citation	大阪大学, 2024, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/96014
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名(近藤直人)	
論文題名	選択的流通システムと競争法
論文内容の要旨	
<p>本論文は、2015年にわが国の流通・取引慣行ガイドラインにおいて新たに主題化された選択的流通という類型についてわが国における当該類型の意義および規制基準を提示したものである。選択的流通は、欧州競争法における選択的流通システム(selective distribution system)という類型を参照してわが国において主題化がなされた類型であり、サプライヤーが自社製品を取り扱う流通業者を一定の基準の下に選別した上で流通システム外の流通業者に対する転売を禁じることを指す。近年の欧州競争法では、選択的流通システムにおける電子商取引制限という新たな問題が生じており事例および学説が積み重ねられてくる。そのため、本論文では、欧州競争法における選択的流通システム規制を分析し、また、隣接分野である経済学等の知見の参考しつつ選択的流通について論じている。その上で、本論文は選択的流通という問題の検討を通じて、垂直的制限の原理的な問題である価格競争と非価格競争の位置関係についても考察を行っている。以下に本論文の構成および各章の概要を述べる。</p> <p>第1章では、本論文の問題意識を示した上で（上記参照）、欧州およびわが国の関連する規定について予め提示する。欧州競争法における垂直的制限規制は、2000年以降の垂直的協定一括適用除外規則の採択および垂直的制限ガイドラインの公表により大きく変遷を遂げている。また、2022年6月からは新たな規則およびガイドラインに相当する規則(EU)2022/720号および2022年垂直的制限ガイドラインの下で電子商取引に関する記載が大幅に拡充されている。そして、当該背景を踏まえた上で関連規定について説明し、本稿において用いる基本的な用語の定義を行っている。</p> <p>第2章では、選択的流通システムに係る近年の欧州司法裁判所の動向について分析した。欧州司法裁判所は、選択的流通システムのリーディング・ケースであるMetroI事件判決以来、Metro基準と呼称される選択的流通システムがTFEU101条1項と両立するための規範を確立している。また、同判決では価格競争の重要性を指摘しつつも競争の唯一の形態ではないことに言及しており興味深い。そして、同判決ならびにその後の事例、議論および規則を踏まえた上で、近年の欧州競争法では選択的流通システムにおける電子商取引制限がクローズアップされている。特に、欧州司法裁判所は、2011年のPierre Fabre事件欧州司法裁判所先決裁定および2017年のCoty事件欧州司法裁判所先決裁定においてその考え方を示している。Pierre Fabre事件先決裁定では、オンライン販売の事実上の全面的禁止につながる契約条項が存在する状況の下で、製品の名声あるイメージを保持するという目的を選択的流通システムの正当な目的とは認めなかった。また、オンライン販売の事実上の全面的禁止は一括適用除外規則のハードコア制限に該当することが示されている。他方で、Coty事件先決裁定は、高級品の高級イメージを保持するという目的について選択的流通システムを運営する正当な目的として認めた。また、オンラインマーケットプレイスの利用禁止はハードコア制限に該当しないことが示されている。</p> <p>その上で、Coty事件先決裁定を踏まえた欧州競争法における選択的流通システム規制のルールは以下の通りまとめられる。まず、Metro基準を満たす選択的流通システムはそもそもTFEU101条1項に違反しない。Metro基準の内、特に(1)選択的流通システムが認められる製品の性質に関する基準について、従前の判例法およびCoty事件先決裁定を踏まえると技術的に複雑な製品および高級品については当該基準を満たし得る。他方で、高級品と認められる製品の範囲やその他製品が当該基準を満たし得るか否かは不透明さが残る。もっとも、Metro基準を満たさない選択的流通システムについても一括適用除外の対象となるケースでは欧州競争法違反とはならない。</p> <p>そして、特に選択的流通システムにおける電子商取引制限については以下の通りまとめられる。まず、選択的流通システムにおける電子商取引制限もMetro基準を前提にTFEU101条1項と両立するか否か審査がなされる。もっとも、この点についてもあくまでTFEU101条1項と両立するか否かという文脈の話ではあり、一括適用除外の対象となるか否かという点ではMetro基準はかかわりがない。しかしながら、電子商取引制限は一括適用除外規則における</p>	

ハードコア制限に該当する可能性がある点を考慮する必要がある。この点について、オンライン販売の事実上の全面的禁止はハードコア制限に該当する一方、その他のオンライン販売の制限については必ずしもハードコア制限には該当せず一括適用除外の利益を享受し得るということになる。

第3章では、Pierre Fabre事件先決裁判以降の競争当局および加盟国における選択的流通システム規制に関する動向を紹介・分析している。Pierre Fabre事件先決裁判以降、選択的流通システムにおけるオンライン販売制限に関する考え方には不透明さが生じていた。そして、特にドイツ連邦カルテル庁は積極的な規制姿勢を見せており、選択的流通システムにおけるオンラインマーケットプレイスの利用制限等についても問題としている。他方で、欧州委員会は必ずしも選択的流通システムおよびオンラインマーケットプレイスの利用制限等に対して敵対的な態度を取っていなかった。その上で、欧州司法裁判所は前述のCoty事件先決裁判を下した。欧州委員会がその判示を歓迎する一方、ドイツ連邦カルテル庁はCoty事件先決裁判の射程を高級品の高級イメージに関するものと限定して解する姿勢を見せているが批判も多い。その上で、オンライン広告制限や電子商取引制限が累積的に施行されているケース等、新たなまたは限界的な事例も生じているが、これらの制限に関する基本的な考え方は規則(EU)2022/720号および2022年垂直的制限ガイドラインに部分的に反映されており詳細に紹介している。

第2章および第3章の分析を踏まえると、本稿執筆時点の欧州競争法では広範な選択的流通システムが許容されていると言え、また、選択的流通システムにおける電子商取引制限についても概ね否定されている訳ではない。これらの点は、選択的流通システムを通じた価格競争から非価格競争への転換が一定程度許容されているとも言える。ただし、特に電子商取引制限についてはその許容範囲が問題となる。

第4章では、選択的流通システムについて経済分析を参考しつつそのTheory of harmおよび競争促進効果について詳述した。一方で、選択的流通システムは、サプライヤーと流通業者のインセンティヴ不整合を解消するための有用な選択肢である。サプライヤーは、自身が望むサービス提供やブランドイメージの保持といった要素が流通業者により自動には提供されないことを背景に、選択的流通システムを通じて価格とサービス等のミックスをサービスよりに転換することが可能となる。他方で、選択的流通システムにおいて価格競争に与えるインパクトが大きい制限が施行されると、特にコスト構造に優れた安売り業者が排除されることによるブランド内価格競争の制限という競争制限効果が生じる上に、消費者にとって有益なサービスやイメージが提供されるかについても疑問点が多いことが明らかとなった。また、選択的流通システムは垂直的分離に近い状況等を創出させることでブランド間競争をも緩和するリスクがあり、川上段階における共謀の促進および/または競争者の排除が生じる可能性も無いとは言えない。そのため、特に寡占的な市場において選択的流通システムが並行的に実施されているケースでは各選択的流通システムの選定基準を踏まえ川下段階の競争を確保することが必要と言える。

そして、本章の議論から価格競争と非価格競争の位置関係について示唆を得た。価格競争と非価格競争は、代替的な側面があるもののそれが全てではない。確かに、サプライヤーが流通業者のインセンティヴを是正するために選択的流通システムを通じてサービス確保やブランドイメージの保持を行うことは概ね否定されない。しかしながら、価格競争に大きなインパクトを与える制限は非価格競争をも歪めかねない。大切なのは価格競争から非価格競争への転換の程度や手法であり、消費者から見た価格とサービス等のミックスのバランスをどこに見出すかということである。欧州競争法の選択的流通システム規制は、流通システムを「内」と「外」に区分した上で流通業者に対し非価格的なサービス等の提供を直接的に義務づけつつも「内」における価格競争の可能性を確保するため、競争政策の観点からその有望な解の一つとして位置づけられ得る。

また、選択的流通システムにおける電子商取引制限について、オンライン販売は価格競争を促進する強力なツールであり、特にオンライン販売の全面的な禁止は消費者利益を害する可能性が高いこと等を指摘している。

第5章では、欧州における議論の分析結果を整理した上でわが国への示唆を述べている。流取ガイドラインの選択的流通に関する記載について、わが国において従前から存在していた販売方法の制限等の他の規定との抵触の整理が必要であり、流通システムを一括把握した閉鎖的流通システム規制として成長させていく必要があることに言及した。その上で、選択的流通システムの段階的違法審査基準および選択的流通システムにおける個別の制限に関するルールを提案している。

論文審査の結果の要旨及び担当者

	氏　名　(　近藤直人　)	
	(職)	氏　名
論文審査担当者	主　查	教授　　武田邦宣
	副　查	教授　　茶園成樹
	副　查	教授　　清水真希子

論文審査の結果の要旨

1) 本論文の意義・特徴

近藤直人氏の学位申請論文「選択的流通システムと競争法」は、欧州競争法による選択的流通の規制について、判例、決定及び学説を丹念に検討した上で、わが国への示唆を得ようとするものである。ここで、選択的流通とは、サプライヤーが自社製品を取り扱う流通業者を一定の基準の下に選別した上で、流通システム外の流通業者に対する転売を禁じることを指す。2015年に改正されたわが国の流通・取引慣行ガイドラインは新たに選択的流通にかかる独占禁止法上の基本的な考え方を示しているが、同改正にあたっては欧州競争法における実務が参照された。本論文は、このように選択的流通規制にかかるいわば母法としての欧州競争法の判例や学説などを綿密に整理、検討した上で、さらには垂直的制限の原理的な問題である価格競争と非価格競争の位置関係について考察を行うとの特徴を有する。選択的流通の規制問題は、競争法の重要な論点の一つであるにもかかわらず、その検討対象の広さ、また経済学的知見の必要性から研究対象としてのハードルが高く、わが国において必ずしも十分な検討がなされてきたわけではなかった。本論文はそのような問題に正面から取り組む労作である。

2) 本論文の構成・特徴

本論文の構成は、次のとおりである。

第1章は、本論文の問題意識を示した上で、欧州およびわが国の関連する規定を整理する。欧州では、2022年に新たな一括適用除外規則および垂直的制限ガイドラインが、それぞれ制定、公表されているが、それに至る規則やガイドラインの展開を手際よくまとめた。また、論文中の用語について定義を与えるとともに、欧州競争法における用法とわが国独占禁止法における用法との異同を明示している。

第2章は、欧州司法裁判所の判例の展開をまとめた。基本判例の一つは1977年のMetro I事件判決である。そこでは、①商品またはサービスの性質上選択的流通システムが必要であり、②販売業者の選定が客観的な質的基準に基づいてなされており、かつそれが差別的に適用されることなく、かつ③定められた基準が必要な範囲を超えていない場合には、欧州競争法101条1項に違反することがないとした。同判決が価格競争の重要性を指摘しつつも競争の唯一の形態ではないと述べたことに、本論文は注目する。その後、2011年のPierre Fabre事件判決では、オンライン販売の事実上の全面的禁止につながる契約条項が存在する状況の下で、オンライン販売の禁止が一括適用除外の適用を不可能とするハードコア制限に該当するとされた上で、商品のイメージを保持するという目的が選択的流通の正当な目的とは認められなかつたが、2017年のCoty事件判決では、商品の高級イメージを保持するという目的を選択的流通の正当な目的として認め、また、オンラインマーケットプレイスの利用禁止はハードコア制限に該当しないことを示している。

以上のような判例の展開を前提に、本論文は、Metro基準の内、①選択的流通システムが認められる製品の性質について、Coty事件判決等を踏まえると技術的に複雑な製品および高級品については当該基準を満たし得るが、その具体的な判断には不透明さが残るとする。また、選択的流通の評価と表裏一体にあるオンライン販売の制限について、同販売の全面的禁止は一括適用除外規則の適用を否定する黒条項に該当する一方で、その他の制限であれば黒条項にあたらないであろうが、オンライン広告制限の禁止については今後の規制実務を注視する必要があるとする。

第3章は、Pierre Fabre事件判決後の欧州委員会および加盟国競争当局による規制事例を整理、検討する。選択的

流通におけるオンライン販売制限を巡っては、ドイツ連邦カルテル庁が積極的な規制姿勢を見せており、必ずしもそうではない欧州委員会の姿勢と対照的であった。そのような状況においてCoty事件判決が下されたが、同判決を歓迎する欧州委員会に対して、ドイツでは同判決の射程を狭く理解しようとする立場も存在しており、議論の興味深い対立が見られる。本論文は加盟国におけるものを含めた欧州における議論を丁寧にまとめた上で、欧州競争法では比較的広範な選択的流通制度が許容されていると言え、選択的流通制度を通じた価格競争から非価格競争への転換が一定程度許容されていると評価している。

第4章は、選択的流通が有する市場への影響について、経済学の研究成果を参考しつつ、競争制限効果の現れ方（いわゆるTheory of harm）を検討する。他の垂直制限と同様に、選択的流通制度の採用も、サプライヤーと流通業者のインセンティブを整合ならしめるために有益である。しかし選択的流通システム内での具体的な制限内容によっては、価格競争が消滅するとともに、消費者に有益なサービスが提供されるという選択的流通の本来的な利点も損なわれる可能性があるとする。また、選択的流通によってメーカー間の協調が促進されることも考えられ、とりわけ選択的流通の並行実施には注意が必要であろうとする。ここから、本論文は、選択的流通を通じてメーカーが自らの商品について付随的なサービスを提供しようとすることや、ブランドイメージを保持しようとするることは一概には否定されず、むしろ価格競争と非価格競争のバランスを維持しようとするものとして、競争政策上、積極的に位置付け得るとする。他方、オンライン販売の全面禁止については、価格競争に与える影響の大きさを看過すべきでないとしている。

第5章は、欧州における判例や学説の展開を前提として、わが国の選択的流通に関する先行研究を踏まえた上でわが国への示唆を述べている。選択的流通にかかる流通・取引慣行ガイドラインの記載は2015年に追加されたものであるが、同記載と従前より存在している販売方法の制限にかかる記載との整合性を確認することが必要であること、また、選択的流通を4段階に分けて独禁法上の違法性判断を行うとの考え方や、選択的流通において問題となり得る垂直制限についてその評価のあり方を具体的に提案する。

3) 本論文の評価

冒頭で述べたように、欧州競争法による選択的流通規制については、競争法に関する最も重要な研究テーマの一つであるにもかかわらず、包括的な研究の数はそれほど多くはなかった。加えて、2017年のCoty事件判決によって欧州でも多数の研究論文が公表されつつあり、本論文は競争法の基本的问题を時宜に適った形で纏め上げたものと評価できる。研究にあたっては関連する判決・著書論文を網羅的に涉猟して丹念に分析するとともに、経済学的知見を積極的に取り入れることで論述の説得性が高められている。わが国では、販売方法の拘束にかかる資生堂・花王最高裁判決の理解をめぐりなお議論があるが、本論文の研究成果はそれら最高裁判決の理解にも有益な示唆を与えるであろう。また、本論文は、選択的流通規制のほか、仲間取引制限、オンライン販売制限、オンライン広告制限、専売店制・排他条件付取引、再販売価格維持・安売り者への販売禁止に関しても、広く筆者の考えを示しており、競争法研究における学術的価値は高い。このように、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものである。なお、本論文については、所定のツールによって剽窃のないことを確認している。